

長野県固定資産評価審議会について

長野県企画振興部市町村課税制係

1 審議会の目的

地方税法では、固定資産税における市町村間の評価の適正、均衡を図るため、知事は、固定資産評価基準の細目に関する事等について、学識経験者等で組織する固定資産評価審議会の意見を聴取することとされており、知事の諮問に応じてこれらの事項を審議している。

2 設置根拠

地方税法第 401 条の 2、長野県附属機関条例

3 任 期

3 年（改選された委員については、前任者の任期の残期間）

4 委員構成（計 10 名）

国の地方行政機関の職員 2 名、市町村職員 2 名、学識経験者 6 名

※「任命区分」は、地方税法第 401 条の 2 第 4 項で規定
国の関係地方行政機関の職員、道府県職員、市町村職員、
固定資産の評価について学識経験を有する者

5 審議事項

(1) 固定資産評価基準の細目に関する事

《市町村間の均衡を図るため》

- 固定資産の提示平均価額 （3 年に 1 回評価替えごと又は必要に応じて審議）
- 固定資産の基準地価格 （3 年に 1 回評価替えごとに審議）

(2) 市町村長に対する固定資産の価格修正に関する勧告

6 審議会開催等スケジュール

区 分	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
委員改選 10 月		○		○		○		○		○			○
審議会（基準地価格 11 月）			○			○			○			○	
〃（提示平均価額 2 月）	○	○	○	○	○	○			○			○	
〃（修正勧告：随時）													

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
審議会任期								
審議会	基 提			基 提			基 提	

基：基準地価格の審議、提：提示平均価額の審議